

事業系一般廃棄物処理手数料（（粗大ごみ及びし尿を除く。）及びし尿）の適正化について

1 事業系一般廃棄物の収集

西東京市では一般廃棄物の処理をするに当たり、収集した廃棄物を東久留米市にある中間処理施設の柳泉園（清瀬市・東久留米市・西東京市で構成する一部事務組合）に搬入し、資源化等の処理を行い、可燃ごみの焼却灰だけを日の出町にある二ツ塚最終処分場（25市1町の一部事務組合）でエコセメントに資源化している。

事業活動に伴う廃棄物は、市の許可業者により、排出事業者から直接収集し、許可業者は、市が条例で定めた額を上限に排出事業者から料金を徴収している。

2 事業系一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ及びし尿を除く。）改定の経緯

事業系一般廃棄物処理手数料は、市の裁量範囲である収集運搬費と、柳泉園組合条例により定められている処分費の合計からなる。

西東京市では平成21年10月の料金改定以降、見直しが行われていなかったが、令和5年1月に収集運搬費（14円）について、条例で定める料金と原価計算結果に乖離が大きく生じていたことから、激変緩和措置の上限である1.5倍（21円）へ改定を行った。

改定時期	手数料（収集運搬費＋処分費）
合併時	40円/kg（14円＋26円）
H18.10.1	49円/kg（14円＋35円）
H21.10.1	52円/kg（14円＋38円）
R5.1.1 （現行料金）	59円/kg（21円＋38円）

※38円の処分費については、柳泉園組合条例の規定による。

3 原価計算結果及び近隣自治体との比較（事業系一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ及びし尿を除く。））

(1) 近隣自治体との比較

事業系一般廃棄物処理手数料について、近隣自治体と料金を比較した結果、近隣自治体と比べて高額な料金設定となっている（資料3-2参照）

(2) 原価計算結果

手数料のうち、市に裁量がある収集運搬費について、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、原価計算を行ったところ、以下の結果となった。（資料3-3参照）

なお、今回の原価計算においては、他市の料金や原価計算方法等の調査研究や事業者へのヒアリングを行い、その結果を踏まえ、費用算定項目について一部見直しを行った。

$$\text{年間ごみ処理経費} \div \text{年間処理量} \times \text{受益者負担割合（100％）} = \underline{20\text{円/kg}}$$

4 検証の結果（事業系一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ及びし尿を除く。））

「3 原価計算結果及び近隣自治体との比較」のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、収集運搬に係る経費の原価計算を行い、近隣自治体との比較を行った結

果、条例で定める現行の手数料との乖離は小さいこと、また、近隣自治体よりも高額な料金設定であるものの、近年の燃料費や人件費の高騰を鑑み、回収事業者の負担を考慮する必要があることから、**料金は据え置きとしたい。**

5 し尿の収集

し尿の収集は、事業者から排出されるものと、一般家庭から排出されるもので、その取扱いが異なる。

対象者	収集方法	手数料
事業者	市の許可業者が排出事業者から直接収集	許可業者は、市が条例で定めた額を上限に料金を徴収
一般家庭	市の委託業者が一般家庭から収集	排出者がし尿処理券を購入 手数料は市の歳入となる

6 し尿処理手数料改定の経緯

西東京市では平成 16 年 4 月の料金改定以降、見直しが行われていなかったが、令和 5 年 1 月に事業者向け手数料（10 につき 43 円）について、条例で定める料金と原価計算結果に乖離が大きく生じていたことから、激変緩和措置の上限である 1.5 倍（10 につき 64 円）へ改定を行った。一方、一般家庭向け手数料については、改定を行っていない。

改正時期	改正内容	
	事業者	一般家庭
合併時	360 につき 580 円 (常時居住する者がある場合は、1 人につき、1 カ月 420 を控除する)	
H16. 4. 1	10 につき 43 円	1 便槽 1 回当たり 2, 000 円
R5. 1. 1 (現行料金)	10 につき 64 円	1 便槽 1 回当たり 2, 000 円

7 原価計算結果及び近隣自治体との比較（し尿）

(1) 近隣自治体との比較

し尿処理手数料について、近隣自治体と料金を比較した結果、近隣自治体と比べて高額な料金設定となっている（資料 3-3 参照）

(2) 原価計算結果

手数料のうち、市に裁量がある収集運搬費について、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和 7 年度改訂版）」に基づき、原価計算を行ったところ、以下の結果となった。（資料 3-4 及び資料 3-5 参照）

なお、今回の原価計算においては、事業系一般廃棄物処理手数料同様、費用算定項目について一部見直しを行った。

年間ごみ処理経費 ÷ 年間処理量 × 受益者負担割合（100%）

= 事業者 69円/0

= 一般家庭 216円/0

8 検証の結果（し尿）

「7 原価計算結果及び近隣自治体との比較」のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、収集運搬に係る経費の原価計算を行い、近隣自治体との比較を行った結果、以下のとおりとしたい。

・事業者

条例で定める現行の手数料との乖離は小さいこと、また、近隣自治体よりも高額な料金設定であるものの、近年の燃料費や人件費の高騰を鑑み、回収事業者の負担を考慮する必要があることから、料金は据え置きとしたい。

・一般家庭

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に定める適正範囲内から大きく外れているが、日常的なし尿処理を必要としている一般家庭は20世帯ほどであり、し尿処理量の減少により今後は更に高額となると推測され、一般家庭にとっては過度な負担となることから、料金は据え置きとしたい。